

## フランツ・ブランツの経営思想 (下)

### —近代経営体制とドイツ・カトリシズム—

増 田 正 勝

#### 目 次

I. 序 論

II. フランツ・ブランツ機械織物企業の生成と発展

III. 労働者福祉政策の展開とその思想——「労働者福祉連盟」の結成

IV. 労働者代表制の形成 (以上, 第39巻第1・2号)

V. 家父長主義的企業者から社会改革者へ——「カトリック国民協会<sup>(注)</sup>」  
の設立とブランツ (以下, 本号)

VI. 労働組合運動とブランツ

VII. 結 論

**V. 家父長主義的企業者から社会改革者へ——「カトリック国民協会」の設立とブランツ**

「労働者福祉連盟」が結成された1880年当時のブランツは、典型的な家父長主義的企業者の一人であった。「労働者階層の道徳的向上への配慮と実践的な福利厚生施策によって労働者の状態を改善する義務が使用者に課せ

---

注) 本稿の(上)では、「カトリック国民連盟」としてあったが、目次と本文の中の「カトリック国民連盟」をすべて「カトリック国民協会」に訂正する。

られており、かかる義務は使用者のイニシアティブがなければ全うすることはできない<sup>56)</sup>」という信念に立って、自らその模範を示そうとしたのが、ブランツの経営的福利厚生政策の展開であった。そしてその基礎を支えていた経営理念がキリスト教的経営家族主義の理念であり、また自らを経営家族の家長と理解する家父長主義の理念であった。

ブランツは、労働者のために住宅団地を建設し、経営家族の父としてかれらの生活にたえず目を配った。ブランツ夫人は経営家族の母であった。工場食堂や保育園、裁縫学校などの世話をした。ブランツ自身の家族たちも労働者の住宅団地の中に起居し、かれの子供たちは労働者の子供たちと遊んだ。

ブランツの経営家族主義・家父長主義の経営理念をもっとも端的に象徴するものが、工場と労働者住宅に隣接して建てられていた“聖ヨゼフの家”(St. Josephshaus)であった。われわれの手もとにある『ブランツ社の就業規則集(第3版)』(1892年刊行)の表紙をめくると、まずこの“聖ヨゼフの家”の写真が目飛び込んでくる。正面左右にふたつの塔をもち、各階に回廊を抱えたネオ・ゴシック風の壮麗な建物である。幅20m、奥行28mで、正面階段を5m上がったところが1階で、その下に地階があり、張り出し窓のあるスレートぶきのマンザート屋根の下に3階がある。この堂々とした建物のまわりを約2ヘクタール(200㎡)の公園がとり囲んでいる。

1階は、保育園や裁縫学校、合唱団や器楽団の練習、労働者理事会、食堂等に使用される三つの部屋と図書室、それから祝祭や労働者の総会のために利用される大広間から成っていた。その下の地階には、200人に給食できるキッチン設備と食堂、洗濯・アイロン施設があり、女子労働者のための料理学校にも利用されていた。2階には、ブランツ自身の部屋と家族の居住区があり、また「労働者福祉連盟」の事務室と理事会室があった。屋根裏の3階は、家政婦と使用人、女子労働者および身体障害の労働者の

56) Brandts, Franz: Reden auf den 3. Generalversammlung des "Arbeiterwohl", Düsseldorf, 9. September 1883, in; Hohn, Wilhelm: a.a.O., S.76.

居住区になっていた。

“聖ヨゼフの家”は1878年から1879年にかけて建設されている。この“聖ヨゼフの家”もさることながら、1889年に18才で死去した長男を記念して、1896年、労働者住宅団地の中に建造されたチャペルも、ブランツの理想を現すものであった。「祈りと労働」(Ora et Labora)というキリスト教の精神を労働者ととともに追求しようとしたのである。

ブランツの娘の一人は、毎年10月4日に行われたブランツの霊名の祝日の日のことを回想している。「“聖ヨゼフの家”の1階の三つの部屋は明々とした大きな祝祭のホールになって、労働者たちが長机にぎっしり座って、コーヒー、ぶどうパン、チーズパン、ビールを楽しみ、その真ん中の花輪で飾られた安楽椅子に父が坐っていました。父の目は喜びで輝いていました。・・・それは、父の理想が実現された瞬間でした。<sup>57)</sup>」

19世紀後半のドイツ・カトリシズムの大きな社会的うねりがただブランツのそばを通り過ぎていったのであれば、おそらくブランツは、キリスト教的経営家族主義と家父長主義の理想の実現に満足し、ブランツ社の労働者代表制も、トイテベルクが特徴づけたような宗教的・倫理的動機に立った温情主義的な施策のひとつに終わったであろう。しかし、われわれがすでにトイテベルクの見解に対して批判を展開したように、1890年を境目にブランツは、家父長主義的企業者のタイプから社会改革を志向する革新的な企業者へ大きく変貌していく。社会的カトリシズムの大きな波動がブランツのまわりに一挙に押し寄せてきたのである。レールは述べている。「カトリック国民協会の指導的人物たちの影響のもとで、著しく家父長主義的な社会政策家から、労使間のパートナーシップと連帯性を基礎にした経済秩序の開拓者へと変貌していった<sup>58)</sup>」と。

ここで、ブランツもその創設に参加した「ドイツ・カトリック国民協会」(der Volksverein für das katholische Deutschland) (以下では「カトリ

57) Löhr, Franz: a.a.O., S.98.

58) Löhr, Wolfgang: a.a.O., S.100.

ック国民協会」と称する)について触れなければならない。「カトリック国民協会」の生成・発展については、リッターの『19世紀ドイツにおけるカトリック社会運動とカトリック国民協会』(Ritter, Emil: *Die katholisch-soziale Bewegung Deutschlands im neunzehnten Jahrhundert und der Volksverein*, Köln 1951.) に詳しい。ここでは、かいつまんでその生成の背景をみておこう。

19世紀は、ドイツ・カトリックにとって受難の世紀であった。プロテスタント国家プロイセンの国教会主義とそれを支える自由主義がたえずドイツ国民のカトリック的部分に攻撃を加え、その社会的・政治的勢力を失墜させてプロテスタント帝国に従属させようとしてきた。他方、19世紀は、ドイツ・カトリックが近代世界の中で新たに再生し自らをその積極的な担い手として自己を形成していく世紀でもあった。プロイセンのカトリック弾圧は、本来自由主義こそが主張するはずであった思想と信仰の自由に対する権利意識をドイツ・カトリックの中に覚醒させるとともに、その社会的・政治的復権をめざしてカトリック的部分を結束させ、プロイセン帝国に対する民主的対抗勢力の一翼へ解き放つ結果となった。プロイセンの国教会主義はかえってドイツ・カトリックを近代世界の主体的な形成者へ成長させる揺籃となったのである。

混宗結婚の場合、子供の教育は父親の宗教に従うべしとした、1803年、東エルベ地方に出された内閣令は、カトリック教会の教育権を国家の支配下に置こうとするものであったが、やがてこの内閣令が他の地方に拡大されるにつれて、ローマ教会法に従うカトリック教会とプロイセン国家との対立が激化した。1836年、ケルン大司教ドロステがプロイセン政府の方針に従わなかったことを理由に逮捕・幽閉されると、政府に対するカトリックの反抗が著しく高まった。これが「ケルン紛争」(Kölner Wirren)であった。

1840年以後、ヴィルヘルム 4 世のもとでプロイセンのカトリック弾圧は一時後退するが、ケルン紛争はドイツ・カトリックの意識を決定的に転換

させ、カトリック教会の自由の獲得とその擁護を目的とする全国的運動を惹起させることになった。フランクフルト国民議会の1848年10月には、マインツで「ドイツ・カトリック連盟」(Katholischer Verein Deutschlands)が結成された。

1870年、カトリック教会とその教徒の自由と権利を主張する「中央党」(Zentrum)が創設されると、再びカトリックに対する公然たる敵対と弾圧が宰相ビスマルクの指揮のもとで開始された。これが1887年まで続く「文化闘争<sup>59)</sup>」(Kulturkampf)であった。一連の巧妙な弾圧法<sup>60)</sup>によって、6人の司教が逮捕・追放され、数百人の司祭が同様の運命をたどり、またイエズス会をはじめとする諸修道会が国外に追放された。とりわけプロイセンでは徹底的な弾圧が行われ、4,627の小教区の中で1,125の小教区では司祭がいなくなった。カトリック関係の団体や集会、出版物には厳しい官憲の検閲が行われた。フランツ・ブランツの娘の一人は修道女であったが、この文化闘争のさ中に強制的な国外追放の処分にあっている

ミュンヘン・グラートバッハ市の中央党市会議員であったブランツは、ビスマルクの社会政策や保護関税政策には同調したものの、その国教会主義に対しては敢然と“文化闘争”を挑んだ。ブランツは、1874年、*Gladbacher Volkszeitung* に掲載された、ビスマルクの国教会主義的特別法に反対する

59) 教会史上の評価については、ロルツ『教会史』(神山四郎訳、1956年、ドン・ボスコ社) (Lortz, Joseph: *Geschichte der Kirche in ideengeschichtlicher Betrachtung*, Münster 1932.), 637ページ以下。

60) 1871年7月、30年前から設置されていたプロイセン文部省カトリック局が廃止された。同年8月、ビスマルクは保守的なミューラーを文部大臣に任命し、「“教皇権絶対主義”(Ultramontanismus) 的政党に対する闘争のみならず、教会と国家、教会と学校を分離し、さらに学校監督局長としての聖職者を排除し、学校における宗教教育を廃絶するように」指令した。同年12月の特例法は、聖職者がその職務の遂行にあたって、国家的事柄を「社会の秩序を乱すような仕方で扱うこと」を刑事罰の対象とすることを定めたものであった。1872年3月の「学校監督法」(Schulaufsichtsgesetz)は、学校教育に対する国家の絶対的権利を主張した。1872年7月には、「イエズス会法」(Jesuitengesetz)によって反プロイセン的・ローマ的なイエズス会とそれに同調する諸修道会の国外追放が開始された。

政治的声明の連署人の一人であった。そこでは、一連の特別法が「国家の絶対主義」「軍国主義」「国家偶像崇拜」と非難されていた。これは官憲の咎めるところとなり、デュッセルドルフにおける裁判ではブランツも被告席に連座させられることとなった。国家に対する侮辱を慎むようにという裁判長の訓告に対して、ブランツは、自分の信念はいつなんどきでも率直に表明すると答えた。

ビスマルクのカトリック弾圧の前兆が予見された1871年のマインツ・カトリック会議で、かつて1848年に試みられたようなカトリック教徒の大団結がふたたび検討され、1872年、フォン・ローエ (von Loë, Felix) の指導のもとで「ドイツ・カトリック教徒連盟」(Verein der deutscher Katholiken) が結成された。官吏や学校教師がこの連盟に加入することはプロイセン政府によって禁止されていたが、およそ10万人を結集した。1975年には出版活動も開始されたが、突然この年に団結法によって解散させられてしまった。

1880年代の中ばになると、ビスマルクは文化闘争の終結へ向けてローマと交渉を開始するが、カトリックの側では、とりわけ出版物によって、熱烈な護教論と激しいプロテスタント批判が展開された。カトリックの攻撃の高まりに対抗して、1887年、プロテスタントの側では「ドイツ・プロテスタント利益擁護のための福音同盟」(Evangelischen Bund zur Wahrung der deutsch-protestantischen Interessen) が結成された。この「福音同盟」

---

「五月法」(Maigesetze) と称される1873年5月に出された一連の法律は、カトリック教会を完全に国家の監督のもとに置こうとするものであった。神学校を国家管理のもとに置き、聖職者に対する懲罰権を教会から国家の司法権へ移した。1875年4月の「対教会国家給付停止法」は俗に「パンかご法」といわれるが、これは教会への兵糧攻めであった。こうしてとくに教会のリーダー的地位にあった聖職者が弾圧され、プロイセンにおけるプロテスタントの支配力がいっそう高まり、反カトリック的運動が支持された。(Morsey, Rudolf: Kulturkampf, in: *Der soziale und politische Katholizismus. Entwicklungslinien 1803-1963*, Bd.I., hrsg. von Anton Rauscher, München 1981, SS.72ff.)

なお、文化闘争の政治史的考察については、室 潔『宗教政党と政治改革——新たなドイツ現代史像の素描』(早稲田大学出版部, 1977年) に詳しい。

の出現は、「ドイツ・カトリック教徒連盟」がビスマルクによって解散させられて以来その再興をねらっていた人々に、再度ドイツ・カトリックの結集に取り組むきっかけを与えることになった。

この過程で展開されたドラマの詳細に立ち入る余裕はないが、ドイツ・カトリシズムの二つの大きな流れがここでぶつかり、やがてその一つが主流を形成していくことになることに注目しておきたい。かつて1872年にカトリック的結集をリードしたフォン・ローエを一方の代表者とすれば、他方を代表するものは中央党の党首ヴィントホルスト (Windthorst, Ludwig) とその支持者たちであった。この二つの流れは、1890年代の半ばから世紀の変わり目にかけて「労働組合紛争<sup>61)</sup>」(Gewerkschaftsstreit)として形を変えて衝突することになる。

フォン・ローエを中心とするグループは、プロテスタント国家プロイセンの支配・弾圧に対する防衛・対抗組織としてカトリック的結集をはかるという、1872年のマインツ・カトリック会議の問題意識をそのまま依然としてもち続けていた。設立さるべきカトリック連盟は、「キリスト教的真理の擁護」または「宗教的・社会的領域における誤謬の克服」を中心的目標として掲げるべきである、と主張していた。このように強力なカトリック的戦線を築こうとする立場は、多くの聖職者たちの支持を受けていた。とりわけ、トリアの司教コルム (Korum, Michael Felix) は有力な支持者の一人であった。

これに対して、カトリック中央党の党首ヴィントホルストは、このような問題意識に立ったカトリック的結集と反プロイセン的かつ反プロテスタント的運動は、1890年の時点ではもはやアナクロニズムでしかないと考えていた。かれはもともと「国民のカトリック的部分の政党政治的隔離を移行的現象とみなし<sup>62)</sup>」、「文化闘争にとらわれて、宗派間の分裂をいっそう推

61) この「労働組合紛争」については、拙稿「キリスト教労働組合と Th. ブラウアー(上)」(山口経済学雑誌, 第33巻第5・6号)41ページ以下。

62) Ritter, Emil: a. a. O., S. 145-146.

し進め、その結果、カトリック教徒が国民の中で孤立化し、実りのない対立に力を消耗し、国家と社会に反乱を企てる諸勢力に加担するという偏見が形成されることをもっとも危惧していた<sup>63)</sup>。」むしろ両宗派間の和解と協力こそ今後ドイツ・カトリックが進むべき道であり、キリスト教的精神に基づく社会の刷新という共通の目的をめざすことによって、ドイツ・カトリックもまた近代ドイツの主体的形成者のひとりにならなければならない、というのがヴィントホルストの政治的確信であった。

1890年には、カトリック連盟の結成へ向けて何回かの会議が開かれた。ブランツとヒッツェもすでにこれらの会議に出席していた。始めはフォン・ローエ派が優勢を示していた。強力なカトリック戦線の形成という構想に多くの聖職者たちが賛意を表していたからである。これに対して、ヴィントホルストは、中央党党首としてのその政治生命を賭して、このようなカトリック的ゲッターの形成を阻止しようとした。「進むなら自分の屍を乗り越えて行け」という高齢の中央党党首の必死の覚悟の前に、ローエ派は後退を余儀なくされた。

同年9月25日の設立委員会では、ブランツとヒッツェの提案を採用したヴィントホルスト案が採択された。名称を「ドイツ・カトリック国民協会」(der Volksverein für das katholische Deutschland) とし、会費年1マルクの大衆組織を結成することをめざすものであった。協会の目的は、「社会的領域における誤謬と革命運動を克服し、社会におけるキリスト教的秩序を擁護する」ことに置かれた。ここでは、ローエ派の主張した宗派的戦線を形成しようとする意図は除去されている。むしろ、当時、ハレの社会民主党大会でカトリックに対する明確な宣戦布告を打ち出した社会民主主義との対決が鋭く意識されている。ブランツとヒッツェは、社会民主主義の攻撃に対してカトリック労働者連盟 (katholische Arbeiterverein) の力だけでは不十分であり、「他のカトリック国民層の協力を得て、赤い洪水に対するダムを建設する必要がある<sup>64)</sup>」とヴィントホルストに提言していた。

さらに、ローエ派が中心的目的として掲げた「宗教的・社会的領域での

誤謬の克服」という護教的課題は後退して、「キリスト教的社会秩序の擁護」という積極的で形成的な課題が前面に出てきている。ヴィントホルストは、新たに結成さるべき「カトリック国民協会」の採るべき道を、すでにミュンヘン・グラーツバハで展開されてきた「労働者福祉連盟」の社会改革的志向に見ていたのである。1890年8月のコブレンツ・カトリック会議でヴィントホルストは、原理的な点では妥協の余地はないとしても、この社会改革という方向では社会民主主義との「協働もあり得る<sup>65)</sup>」ことを敢えてほのめかしていた。

1890年10月24日、ヴィントホルストは、設立委員の中からブランツ、ヒッツェおよびガラント (Gallant, Joseph) の3人だけをケルンに呼び寄せて、設立へ向けて具体的な検討が行った。「カトリック国民協会」の歴史では、このケルンの会合が実質的な設立会議であったといわれている。ここで主だった人選が行われた。すでに多くのさまざまな職責で過重になっているブランツは、これ以上の重責を引き受けまいと夫人から懇願されていたが、ヴィントホルストの度重なる懇請に1年間だけということ、新たに発足する「カトリック国民協会」の理事長を引き受けることを承諾した。しかし、この1年が25年になろうとはブランツは思いもしなかった。1年後にヴィントホルストが死去すると、あたかもかれの「遺言状」に示されたかのごとくに、ブランツは1914年10月5日の自らの死までこの職責から逃れることができなかった。

「カトリック国民協会」はしばしば「ドイツ・カトリックへのヴィントホルストの遺産<sup>66)</sup>」と称されてきた。すでに見たように、ヴィントホルストは、反プロイセン的・反プロテスタント的なカトリック戦線を形成しようとするフォン・ローエ派に対して、そのようなカトリック戦線の形成は「新

64) Ritter, Emil: a. a. O., S. 142

65) Ritter, Emil: a. a. O., S. 143

66) Spael, Wilhelm: *Das katholische Deutschland im 20. Jahrhundert. Seine Pionier- und Kriesenzeiten*, Würzburg 1962, S. 15.

たな文化闘争”を誘発し、かえってカトリック的ゲットー化を押し進めるもので、時代錯誤だと批判し、むしろドイツの近代化へ積極的に関わることによって、ドイツ国民のカトリック的部分の社会的・政治的・文化的復権をはかるべきだと主張した。とりわけ経済政策的課題と社会政策的課題の解決に積極的に参加することによって、カトリック的国民部分が国民国家へ有機的に編入されるばかりか、そのことによって、両宗派間の和解と協働が促進されるとともに、カトリック的国民部分の政治的成長と成熟がもたらされると確信していた。このようなヴィントホルストの政治的信念をすでに先取りして、実践に移していたのがミュンヘン・グラートバッハのブランツであり、ヒッツェであり、「労働者福祉連盟」であった。

「カトリック国民協会」の本部はミュンヘン・グラートバッハに置かれ、理事長はブランツが引き受け、副理事長にはケルンの若い弁護士トゥリムボルン (Trimborn, Karl) が任命された。ヒッツェは総務を務めることになったが、1892年には、ミュンスター大学に新設されたキリスト教社会科学講座の教授に就任する。後任にはピーパー (Pieper, August) が招かれた。ヒッツェとミュンヘン・グラートバッハの密接な関係はその後も壊されることなく維持されていく。

「カトリック国民協会」の性格はにわかに判じ難いものがある。通常の目的団体と同じように考えることは難しい。始めから明確な目標が掲げられ、その目標達成に向かって活動していくのが一般の目的団体であるが、ここではむしろ実際の活動を通して徐々に目標意識が形成されていったといった方がいいであろう。

設立の年から全国各地で1,000以上にのぼる大会や会議が開催され、25万部のパンフレッドが配付された。1891年には108,000人が協会へ入会し、1892年のマインツ・カトリック会議にはおよそ12万人の協会会員が参加した。その後の会員の増加状況を見ると、1902年には23万人、1914年には80万5千人になっている。年会費1マルクを支払うと、赤い表紙のついた機関誌“*Der Volksverein*”が送られてきた。総合雑誌“*Soziale Kultur*”や社会政策

の専門雑誌“*Sozialpolitische Korrespondenz*”をはじめ、経済政策・社会政策的な日常問題、身近な政治問題、護教的問題等に関する啓蒙的小冊子が無数に発行され、またさまざまなテーマについて叢書が編集され、全体としておよそ400の叢書がミュンヘン・グラートバッハから出版された。

1892年9月20日から30日まで、リーダー養成を目的にグラートバッハで開催された第1回“実践・社会講座”(Praktisch-sozialer Kursus)には、ドイツ国内のみならず、ベルギー、オランダ、スイス、オーストリア等諸外国からも参加者があり、およそ600人が参加した。聖職者が多かったが、労働者も含めてあらゆる階層と職業の人々が集まった。社会主義、農業問題、手工業問題、労働問題、労働者団体の問題、キリスト教的カリタス等について、それぞれの専門家が講座をもつとともに、穀物関税問題、日曜休日の問題、保護助成問題、共済金庫の問題、宗教教育と社会主義の問題など焦眉の問題が議論された。自由主義系の新聞は、この“実践・社会講座”を「民衆大学」と嘲笑ったがまさに民衆のための社会教育であった。この「民衆大学」から、カトリック社会運動やキリスト教労働組合運動のリーダーたちが育っていった。“実践・社会講座”は、1900年以降は“社会週間”(Soziale Woche)へと発展的に解消されていく。

「カトリック国民協会」は、大会や会議、研修会や講座、おびただしい出版物を、「打ち寄せる波のように次から次へと国民の中へ持ち込んで、大規模な社会教育を開始した<sup>67)</sup>」とヨーストックは述べている。およそ1世紀にわたるカトリック教徒の弾圧は、知識階級に占めるその割合を著しく減退させ、高等教育はいうまでもなく、一般教育でも後進的状况を生ぜしめ、ドイツ国民のカトリック的部分を近代国家の積極的担い手として統合していくという“ヴィントホルストの遺産”を引き継ぐためには、なによりもカトリック教徒の教育水準の向上が焦眉の課題であった。「カトリック国民協会」は、その意味においてまず知的啓蒙をめざす文化的国民運動であり、

67) Jostock, Paul: *Der deutsche Katholizismus und die Überwindung der Kapitalismus. Eine ideengeschichtliche Skizze*, Regensburg 1932, S. 145.

社会教育運動であったといえるだろう。

しかしながら、「カトリック国民協会」のそれ以上に決定的な特質は、それが社会改革を志向するカトリック社会運動の重要な担い手となったということである。この面については二つの局面が別々に考察されなければならない。ひとつは、社会政策立法に関わって実際に中央党を通して国家政策の策定に参加していく面であり、いまひとつは、カトリック労働者運動およびキリスト教労働組合運動に直接・間接に関わって、労働者階級の経済的・社会的地位向上に貢献していく面である。後者の局面については次節でみることにしよう。

ミュンヘン・グラートバッハがヴィントホルストから引き継いだ遺産に「社会政策的現実主義」(sozialpolitischer Realismus)があった。中央党党首としてヴィントホルストは、「中央党の社会政策を動的・進歩的に方向づけていくことを最終的に決断し、このような方向は、ブランツとその最初の協力者ヒッツェの中で具現化されることになったのである<sup>68)</sup>。」「カトリック国民協会」とそのミュンヘン・グラートバッハの本部は、けっして中央党に従属したり、またその政治的活動に直接関与するものではなかったが、中央党の社会政策的課題への取り組みと法案形成について指導的・助言的役割を果たすことが期待されていた。そのような期待に自ら応えていったのが、「中央党の社会政策的指導者、効果的な労働者保護立法の“先駆者”<sup>69)</sup>」あるいは「ドイツ社会政策の大長老<sup>70)</sup>」と称されたフランツ・ヒッツェであった。

「カトリック国民協会」が発足した1890年は、ドイツ社会政策史にとってのみならず、中央党とヒッツェにとっても新しい時代の幕開けの年であった。まず、2月にいわゆる「二月勅令<sup>71)</sup>」(Februar-Erlasse)が發布され

68) Ritter, Emil: a. a. o., S. 152

69) Roos, Lothar: Kapitalismus, Sozialreform, Sozialpolitik, in: *Der soziale und politische Katholizismus. Entwicklungslinien in Deutschland 1803-1963*, Bd. II., hrsg. von A. Rauscher, München/Wien 1982, S. 115.

70) Ross, Lothar: a. a. O., S. 116

て社会政策の方向が決定的に転換された。中央党は、ビスマルクの社会保険立法には半分の支持しか示していなかったが、労働者保護政策を命じた「二月勅令」については全面的な歓迎の意を表した。そして3月にはビスマルクが宰相の座から追放され、9月にはかれが狙っていた社会主義者法改正が廃案となり、1878年来の社会主義者法が廃止された。社会政策的活動にとって幸先のよい舞台が整えられた年であった。さらに、翌年の1891年5月、ローマ教皇レオ13世によって労働回勅『レールム・ノヴァルム』が公布され、教会の最高の教導的立場から労働者保護立法政策が支持されたことは、ミュンヘン・グラートバッハにとって決定的な鼓舞であった。

社会政策学者・社会政策活動家としてのヒッツェについては、別に考察する必要があるが、ここでは、以下のことを述べるに止めておこう。ビスマルク退陣の後新しい商務大臣に任命されたベルレプシュによって、ヒッツェは、「二月勅令」に示唆された労働者保護立法を準備するためのプロイセン枢密院へ召喚され、さらに同じく「二月勅令」によって提案されていた「ベルリン国際労働者保護会議<sup>71)</sup>」(Internationale Arbeiterschutz-Konferenz)へ、教皇大使コップ枢機卿の顧問として派遣された。中央党の社会

71) ヴィルヘルム二世は、すでに1888年11月22日の教書において、労働者保護政策を展開すべきことを帝国議会に示唆していたが、1890年1月24日、重臣会議において労働者保護政策を具体化すべきことを主張した。そこでヴィルヘルム二世がとくに強調したことは、1)日曜労働、夜間労働、児童労働、女子労働の問題においては法的な余地を減らして、労働時間規定を行うこと、2)労働者委員会、工場監督官、調停期間を設置すること、3)貯蓄金庫、教会、学校、病院の建設、4)国際的労働者保護会議の開催、であった。

2月4日に出された「二月勅令」は、この線にそった二つの勅令から成っていた。第1の勅令は帝国宰相にあてたもので、国際労働者保護会議を開催すること、労働者保護立法の促進を求めている。

第2の勅令は、公務大臣と商工大臣にあてられ、労働争議と労働規則の規定にさいして労働者を参加させ、その希望を表明できるような労働者代表制を実現すべきことを約束していた。この「二月勅令」は、ヴィルヘルム二世に“社会的皇帝”(soziales Kaisertum)なる評価をもたらすが、労働者保護政策に対するヴィルヘルム二世の関心は急速に冷えていった。(Gladen, Albin: *Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland. Eine Analyse ihrer Bedingungen, Formen, Zielsetzungen und Auswirkungen*, Wiesbaden 1974, S.79ff.)

問題専門部を代表して枢密院に出席していたヒツツェを、ビスマルクは自分の意に添わない「扇動的な司祭」と評していた。ヒツツェの社会政策上の貢献は、とりわけ1891年5月の「営業条例改正<sup>73)</sup>」にみられるが、その後の同法の改正、各種社会保険法の制定、さらに産業労働者以外の手工業者や農民の保護立法にも努力を傾けた。

「二月勅令」以後の新しい社会政策の方向をヴィルヘルムII世の近くで支えた人々の中でとくにベルレプシュとヒンツペーターがあげられるが、かれらはいずれもミュンヘン・グラートバッハのフランツ・ブランツ社の労働者福祉政策に強い関心を向けていた。ルール工業地帯を抱えたデュッセルドルフ行政区の長官を務めていたベルレプシュ(Berlepsch, Hans von)は、1889年のルール炭坑ストを調停して、労働者代表のいわゆる“カイザー謁見”を実現させた功績が認められて、1890年にはプロイセン商務大臣に抜擢されることになるが、かれは、力による弾圧ではなく、むしろ近代国

72) 1890年3月15日、ベルリンにおいて、ベルレプシュを議長に開催された。各国代表の間には根本的な対立がみられたが、以下の点で同意が得られた。1) 工業経営における年少者労働の最低年齢は12才とし、就業関係に入る前に義務教育を終了しておくこと、2) 14才までの年少者の最長労働時間は6時間とし、危険作業および坑内作業の禁止、3) 16才までの若年者の最長労働時間を10時間とし、夜間労働および日曜労働の禁止。また、16才から18才までの被用者には労働制限を導入すること、国家的な工場監督官制度の確立、国際的な情報・思想交流の促進が勧告された。(Gladen, Albin: a.a.O., S.81.)

73) 1890年5月、政府によって議会に提案された「営業条例改正案」は、翌年5月に可決された。規定された重要な事項としては以下のようなものがあつた。工業経営における義務教育なき年少者の雇用の最低年齢を13才とし、14才の若年労働者の最長労働時間を6時間、16才の若年労働者では10時間とした。16才以下の若年労働者の夜間労働の禁止。女子労働者については、その最長労働時間を11時間とし、夜間労働と日曜・祭日の17時30分以後の前夜労働を禁止した。また工場災害保護を拡大し、工場規則の制定を命じるとともに、労働規則の問題に関して労働者代表となる労働者委員会の任意の導入を促した。

就業規則の制定に関する規定は、経営の人事体制への国家の初めての根本的な介入を意味しているとする、労働者委員会に関する法的叙述は、経営レベルでの労使間の協動的局面を導入するものであつた。しかし、それらが経営の日常にどのように実現されるかは保障されていなかった。(Gladen, Albin: a.a.O., S.82.)

家へ産業労働者を有機的に統合していく道を進むべきであると確信しており、ヴッペタルやベルギー地区のプロテスタント企業者の経営政策と並んで、カトリック企業者のブランツの経営政策と「労働者福祉連盟」の活動に共感を見出していた。「二月勅令」が發布されたとき、ヴィントホルストは、「労働者福祉連盟」としてドイツ皇帝へ祝電を打つようにすすめたといわれているが、ヴィルヘルムⅡ世以上にベルレプシュを意識していたといつてよいであろう。カイザーの教育係を務めた枢密顧問官のヒンツペーター（Hinzpeter, Georg）がミュンヘン・グラートバッハの「労働者福祉連盟」本部を訪れて、労働者保護政策の実態を調査したことも記憶されなければならない。

ベルリンにおける国際労働者保護会議から数か月して、1892年5月、レオ13世の労働回勅『レールム・ノヴァルム』が公布された。労働問題に対するキリスト教的立場をはじめて明らかにしたこの回勅の準備はすでに数年前から行われていた。『レールム・ノヴァルム』を一読すると、レオ13世およびその協力者たちが、当時のヨーロッパ諸国における社会問題・労働問題の実状に精通するとともに、一定のキリスト教的社会観を明確に提示して、問題解決の方向を探究していることが理解される。ドイツ・カトリックの社会思想、たとえばケッテラーの社会思想や講壇社会主義者ルヨ・ブレンターノの労働組合思想がどの程度まで反映されているかがい知ることにはできないが、先述のようにミュンヘン・グラートバッハはこれを大いに歓迎した。

ブランツはこう述べている。「われわれが担い、全力で実行に移してきた考え方が、教会の最高権威によって、・・・正しい考え方であると判断されたことは、とりわけ強調するに値する<sup>74)</sup>。」「すべてにつけてわれわれの考え方を再発見することは、われわれがこれまでたどってきた道に留まって、そこで活動を続行し、耐え抜いていくように、いっそうわれわれを力づけ

74) Brandts, Franz: Reden auf den 11. Generalversammlung des "Arbeiterwohl", Bocholt, 26. Oktober 1891, in; Hohn, Wilhelm: a.a.O., S.67.

てくれるものである<sup>75)</sup>」と。

労働回勅『レールム・ノヴァルム』は、生産手段の私的所有に基づく経済社会の体制を原則的に承認しつつも、現実にそこで生起している社会問題・労働問題の解決に対して、国家が介入する権利と義務があることを宣言した。他方、労使双方が、協働して、あるいはそれぞれの側で主体的に問題解決にあたる権利と義務があることも明確に示した。とりわけ社会的に弱者である労働者を保護し、その諸権利が社会的に保障されるようにすることは、共同体とその肢体に配慮すべき国家の権利であり、義務であるとされた。また、労働者が労働組合を結成する権利の正当性を明らかにするとともに、それが労働問題の解決にきわめて有効な方法であることを示した<sup>76)</sup>。

1891年5月、このような労働回勅が発布されたことは、「二月勅令」以後の労働者保護政策の展開とあいまって、「カトリック国民協会」の社会政策的志向にとってきわめて好都合な環境条件が整えられたことを意味していた。その後、とりわけヒッツェを通して「カトリック国民協会」が実践的な社会政策的活動へ深く傾斜していくことは先述したところであるが、このことは、後にヨーストックの否定的な評価を生むことになった。「大戦前の10年間、ミュンヘン・グラートバッハにおいて体制改革の志向がほとんど放棄されてしまったということは容易に否定し難い<sup>77)</sup>」というのである。また、ミュラーは、ヒッツェの1901年の著『労働問題とその解決<sup>78)</sup>』に対して、「社会改革に代わって社会政策が、しかもまず第一に労働者社会政策が登場してくる。ここで中心に置かれているのは、社会の徹底的な再組織ではなくして、国家による、あるいはプロレタリアートの自助による“弱

---

75) Ebenda, S.68.

76) Leo X III.: *Rerum novarum*, 1891. (『レールム・ノヴァルム——労働者の境遇』岳野慶作訳, 中央出版社, 1958年)

77) Jostock, Paul: a. a. O., S. 151.

78) Hitze, Franz: *Die Arbeiterfrage und die Bestebungen zu ihrer Lösung*, Berlin 1901.

者の保護”であった<sup>79)</sup>」と述べている。

しかしながら、他方でヨーストック自身が「ヒッツェは、新しい社会秩序という目標、つまり個人主義的自由主義の克服という目標を見失うことはなかった<sup>80)</sup>」と述べているように、労働者保護的な社会政策に強く傾斜していったからといって、ミュンヘン・グラートバッハが社会改革的な基本思考を放棄してしまったかのように理解するのは早計であろう。

このような評価が生まれた背景のひとつに、近代資本主義の諸弊害を告発しつつも資本主義的経済様式それ自体は原則的に肯定するという、ミュンヘン・グラートバッハの資本主義観があったといわなければならない。とりわけ、ドイツ資本主義の興隆期に自ら企業者として活躍してきたブランツにとって、資本主義的経済様式は、これを肯定すべきものであってもけっして拒否すべきものではなかった。「いうまでもなく、産業は、下層の国民階層の人々を物質的かつ知的により高い段階へ引き上げさせ得る、職業と機会を高度に内包している<sup>80)</sup>」ということばにそのことがよく表現されている。また、「賃金の上昇とより高い労働者の生活水準の維持は、労働者の知性と生産能力を上昇させ、それに伴って技術も進歩することは、自明の事実である<sup>81)</sup>。」「資本は、単に自己目的ではなく、とりわけ一般的な文化の進歩を促す手段である<sup>81)</sup>」とも述べている。あるいはまた、「より高い労働者賃金は、労働者をより給付能力ある労働者にし、そしてとりわけ購買力ある労働者にする<sup>82)</sup>」。いずれにしても、ブランツは、労働者階級を第四身分から解放させ、物質的・文化的に向上させる可能性を資本主義的経済様式の展開の中に見ていたのである。

---

79) Müller, Franz: *Franz Hitze und sein Werk*, Hamburg/Berlin/Leipzig 1928, S. 139

80) Brandts, Franz: Reden auf den 20. Generalversammlung des "Arbeiterwohl", Köln, 11. Oktober 1900, in; Hohn, Wilhelm: a. a. O., S. 93.

81) Brandts, Franz: Reden auf den 14. Generallversammlung des "Arbeiterwohl", M. Gladbach, April 1894, in; Hohn, Wilhelm: a. a. O., S. 107.

82) Ebenda, S. 106.

このような資本主義観に立ったミュンヘン・グラートバッハの近代主義が、資本主義を原則的に否定する統合主義と対立するところとなって、それが「労働組合紛争」へ発展し、やがてワイマール期に入って「資本主義論争」につながっていくことについては、われわれはすでに別に考察している<sup>83)</sup>。

さて、他方、先述のような批判を生んだもうひとつの背景として、ミュンヘン・グラートバッハが「講壇社会主義」(der Kathedersozialismus)を原則的に肯定していたことがある。ブランツは、1897年、ケルンにおける社会政策学会の総会で、ラインの企業家たちが講壇社会主義者の活動に憤慨しているというディットゲスの指摘に対して、こう反論している。「わたしはラインの産業家の一人として、教授のみなさんの活動にけっして憤慨などしていない一連の多くのライン産業家たちがいることをはっきりと申し上げておく義務があると感じている。教授のみなさんは、労働問題の歴史的展開を客観的に解明してくれた。そのことによって、労使双方が善意があればともに健全な将来をもてるような地平を切りひらいてくれたのである<sup>84)</sup>」と。続けてさらにこう述べている。「労使抗争は止揚されなければならないとしても、労働組合の活動がそれだけますます余分になるというものではない<sup>84)</sup>。」「われわれは、立法と福利厚生施策によって、労働者の生活水準をたえず引き上げ、労働者が妥当な文化的な生活財をますます多くもてるように、配慮しなければならない<sup>84)</sup>」と。

国民経済の構造を自然法則的に経済法則が支配する領域として把握するマンチェスター自由主義の経済思想に対決してきたミュンヘン・グラートバッハにとって、むしろ国民経済は、人間の意思によって規定された諸力が社会的に作用し、歴史的に変動し、また変えられてきた諸関係が存在する領域であるという理解に立った講談社会主義の経済観は、大きな説得性をもつ

83) 増田正勝『ドイツ経営政策思想』森山書店、1981年、18ページ以下。

84) Brandts, Franz: Reden auf Generalversammlung des Vereins für Sozialpolitik, Köln, 25. September 1897, in; Hohn, Wilhelm: a. a. O., S. 81.

ていた。ブランツやヒッツェもまた同じような確信に導かれて、「労働者福祉連盟」を創設し、その活動を展開してきたからである。公共善の実現者としての国家が立法によって経済の領域に介入する権利と義務があること、社会の各肢体は主体的に問題を解決する権利と義務があること、労働組合と使用者の協働を通して労働者の社会的・文化的地位向上が実現し得ること、これらの確信が、講壇社会主義によって学問的に基礎づけられたと理解されたのである。

このような、資本主義的経済様式を原則的に肯定し、その諸弊害を立法や各経済主体の自主的な施策によって徐々に除去し、調和ある経済社会を形成しようとする改良主義ないし改革主義が、社会改革者としてのブランツの立場であった。とりわけ「カトリック国民協会」の生成とその発展を通してブランツは家父長主義的企業者から社会改革的企業者へ大きく変貌していった。次節にみるかれの労働組合観もまたこのような社会改革思考によって支えられていた。

## VI. 労働組合運動とブランツ

1894年にミュンヘン・グラートバッハで開催された第14回「労働者福祉連盟」総会でブランツは賃金問題について演説を行っている。

「一般に賃金の水準は労働力に対する需要・供給によって決まってくるものであることは明白である<sup>85)</sup>。」他の経済的諸財の価格と同じく賃金も市場メカニズムの中で規定されている。しかし、賃金を提供された労働に対する対価として定義するだけでは問題の本質に迫ることはできない。賃金は、「企業者と共同で給付した労働に対する労働者の正当な持分<sup>85)</sup>」として理解されなければならない。この場合、労働者の正当な持分を正確に測定することは困難であるが、「少なくとも労働者に生存の可能性を保障するもので

85) Brandts, Franz: Reden auf den 14. Generalversammlung des "Arbeiterwohl", M. Gladbach, 24. April 1894, in; Hohn, Wilhelm : a.a.O., S. 105.

なければならない<sup>86)</sup>。」すなわち、賃金は一方的に市場メカニズムに委ねられるべきではなく正義の命ずるところに服すべきとする。

他方、賃金を一面的にコストとしてのみとらえ賃金の引き上げに反対する企業者に対して以下のように主張している。「より高い労働者賃金は、労働者をより給付能力ある労働者にし、そしてとりわけ購買力ある労働者にする。より大なる労働者の購買力は、たえず拡大する生産において不可欠の要因である。労働者階級が単に不可欠の生活資料や生活必需品のみならずより適切な生活の快適さに参加してしていくことは、できるかぎりの恒常的な賃金上昇によってのみ可能となる<sup>87)</sup>」と。また、高い賃金水準は世界市場における競争的地位を不利にするという企業者たちの見解に対して、「賃金の上昇と労働者の生活水準の改善によって、労働者の知性と給付能力が上昇するとともに、さらに技術の進歩を促すことは自明の事実である<sup>87)</sup>」と反論している。

ブランツのこのような賃金観はきわめて今日的である。賃金は、国民経済的ないし経営経済的な労働と資本の協働の結果を分配したもので、その分配の基準は、資本によって一方的に決定されるべきものではなく、同じく労使の協働的な過程を通して発見されなければならないとする思想が横たわっている。国民経済レベルではいわゆる社会的パートナーシップの思想が表明され、経営レベルでは経営成果概念に立った経営パートナーシップの思想が主張されていると解釈される。

他方で、国民経済的成果ないし経営経済的成果の増大が全体的ないし個別的な賃金割り当てによって大きく規定されているという主張には、生産過程と分配過程の相互依存関係についての企業者としての認識がみられる。ブランツ社の賃金水準は、グラートバッハにおいて最高水準をいくものであったといわれているが、これは単にブランツの温情主義的な経営政策の結果とみるよりも、上に引用したブランツ自身のことばにあったように、

---

86) Ebenda, S.106.

87) Ebenda, S.107.

経営の生産性の観点から成果分配を決定するという、企業者としてのブランツの経営政策に帰するところが多分にあったというべきであろう。

このように、労働者の生存を保障するという道徳的理由からのみならず、労働者の賃金の上昇は国民経済的にも経営経済的にもこれを肯定すべきものであっても、けっして原則的にこれを否定すべきものではないとするブランツの賃金観に立てば、労働者が賃金の引き上げを求めて団結することは、自然の理であり、けっして非難さるべき性格のものではない。むしろ企業者層はそのような労働者の志向に助力をなすべきだという。

1894年のこの時点では、労働組合ということばはまだ使用されていないが、以下のように述べるときすでにブランツは労働組合について明確に語っていると理解される。「下層階級はその状態を秩序立った方法でたえず改善していくことが可能であるということ、また上層階級がそのために助力する意思をもっているということ、下層階級は認識しなければならない<sup>88)</sup>。」

「労働者階層の組織を通して、秩序づけられた強力な方法で、労働者保護の広い領域で成果を獲得し、また労働者階層の正当な利益を有効に実現していくことが継続的に可能である<sup>89)</sup>。」

1898年、ブランツがストラスブルクにおける「労働者福祉連盟」総会において行った「労働者の権利」(Arbeiterrecht)についての講演は、かれの労働組合観を知るうえで重要なものである。

この場合、労働者の権利とは、「職業組合 (Berufsverein) を組織して、共同行為へ団結して労働者の物質的状态を改善しようとする<sup>90)</sup>」権利、あるいは「団結と組織に基づいて経済的向上を志向する<sup>91)</sup>」権利、あるいは「自らを組織して、その“商品”、すなわちその労働をより有利な条件で市場に供給しようとする<sup>91)</sup>」権利である。

---

88) Ebenda, S.107.

89) Ebenda, S.108.

90) Brandts, Franz: Reden auf den 14. Generalversammlung des “Arbeiterwohl”, Straßburg, 9. Oktober 1898, in; a.a.O., S.110.

91) Ebenda, S.111.

このような労働者の権利を、ブランツは、シンジケートやカルテルを形成する企業者の権利と同列に置いて、もし後者の権利が原則的に認められるならば、前者の権利も当然の権利として認められるべきだ、という見解を展開している。これは至って素朴な主張である。もしそうであるとすれば、かつて使用者たちが労働者の団結を自由競争の制限という観点から禁止しようとした論理を受け入れざるを得なくなる。シンジケートやカルテルはやがて独占禁止法によって一般に禁止されることになる。労働者の団結権がなぜ労働者に固有の権利として認められるかについてブランツの認識はまだ成熟していない。ブランツのこのような素朴な見解を格好の材料にしてかれの労働組合観を攻撃することはたやすいことであるが、われわれはむしろブランツの中に芽生えていたきわめて近代的な労使関係観に注目すべきであろう。

まず、労働組合の出現によって労使間の対立が激化し、社会的不安が大きくなるのではないかという使用者層一般に見られる危惧に対して、ブランツは「経済的領域におけるさまざまな職分間に生まれる抗争は不可避である<sup>92)</sup>」としている。産業社会における労使間の対立・抗争をむしろ産業社会に固有の存在として認識しているのである。この場合、すでにみたように、賃金の引き上げやその他の労働条件の改善を求めて労働者が団結することはこれを当然の権利とみなすとともに、労働者の労働条件の改善はかえって生産性の向上に寄与するものであるという見解が根底に置かれている。したがって、ブランツにとって重要なことは、労使間の抗争それ自体を止揚してしまうことではなく、抗争の過程を調整・統制できるようなルールを探究し、それを制度化していくことであった。その具体的な提案が後にみる「労働会議所」の設置であった。

労使関係を形成する労使双方の当事者についてブランツはどのように認識していたであろうか。まず、企業者側については、「企業者は教育があり

---

92) Ebenda, S.112.

洞察力をもっているはずであり、過大な要求による対立がどのような結果に導くかについてもっと容易に予測できるはずである<sup>94)</sup>」として、さしあたって使用者側に責任ある態度を要求している。他方、労働者側については、「労働者が十分に組織された勢力として、穏健で、理性的で、しかも均衡のとれた実行可能な要求をもって、企業者の正当な利益の限界を損なわないような範囲で、企業者に対抗できるようになるまでには、まだ長い期間の社会的学習が必要である<sup>94)</sup>」と述べている。もっともこのことをもって、労働者側よりも使用者側が成熟しているというわけではない。労使双方ともに社会的学習を通して成長する必要がある、以下に提唱される「労働会議所」は単に協働的な労使関係を形成する具体的な制度であるばかりではなく、同時に社会的学習の場でもあるのである。

ブランツは「労働会議所」(Arbeitskammer)の設立を提唱する。その意図するところは以下のものである。すなわち、労働会議所では「使用者と労働者が中立的な議長のもとで、労使双方の共通利益とそれぞれの側の特殊利益について協議を行う。多くの場合、そしておそらくほとんどの場合、平和的で専門的な意見の交換に基づいた相互理解が生まれることが期待される。こうして少なくとも対立・抗争の対象を減少させるという目的が達成される。労使双方の利益が結局のところ労使双方の共存(miteinander zu leben)・協働(miteinander zu arbeiten)に依存していることから、労使間の抗争はそれほど激しいものにならないであろう<sup>94)</sup>。」「労働会議所において、労働者代表が使用者代表とともに、共通する利益と対立する利益について、労働者の状態と要請について、とくに使用者が直面している多様な困難さについて、国家に対する産業発展のための提案について、新たな法律や条例について、さらにその他の多くの関連事項について、労使が共同で協議すれば、産業平和の促進にとって多くのことが達成されるだろう<sup>95)</sup>。」

---

93) Ebenda, S.111.

94) Ebenda, S.112.

95) Ebenda, S.115.

もともと「労働者福祉連盟」の目指すところも労使間の抗争の緩和と労使協働の促進であったが、ブランツはこれを「もっとも重要な現代的課題のひとつ<sup>96)</sup>」としてとらえ、さらに経営のレベルを超えた段階においても労使協働を促進すべく「労働会議所」の設立を提唱するのである。このような方向に敵対する勢力が、ひとつには社会革命を志向する社会民主主義の勢力であり、いまひとつが「有産階級のエゴイズム」であった。この両者の間を行くのが社会改革の道であり、第四身分の労働者階級を産業社会の市民として統合していく方向であった。企業者たちは「労働会議所」において「社会改革の停止ではなく、むしろ社会改革のたえざる前進こそが重要であることを表明すべきだ<sup>96)</sup>」とブランツは主張する。

ブランツはさらに労働者の参加について一般的に語っている。「個々の経営、地方自治体、国家において、労働者の利益に関係するあらゆる問題への労働者代表の参加<sup>97)</sup>」、あるいは「立法や行政における、労働者の利益に関わるさまざまな経済的・社会的問題について、労働者代表を協働させること<sup>98)</sup>」あるいはまた「労働会議所ないし類似の、法的に制定された制度において、労働者の利益を使用者ととともに協議し、かつ自己の利益を代表する機会<sup>98)</sup>」について言及している。

このような労働者の参加は、産業の能率を妨げるのではないか、あるいは経営の規律を混乱させるのではないかという企業者側の懸念に対して、ブランツは、営業裁判所における労働者代表の参加や経営における労働者委員会の活動は、かれ自身の経験からしてむしろそのような懸念とは逆のことを示しているとする。企業経営には統一的な指揮が必要であり、給付能力の劣る企業は競争から脱落し、賃金支払い能力を失ってしまうことを「明確に理解している労働者が十分に存在する<sup>99)</sup>」のであり、このような理

---

96) Ebenda, S.112.

97) Ebenda, S.113.

98) Ebenda, S.117.

99) Ebenda, S.115.

解力に富んだ労働者代表が労働会議所に参加するならば、労使対立や労使抗争は大いに緩和されると主張する。

さらに、労働者の参加は、社会民主主義の勢力拡大に寄与する結果になるのではないかという懸念に対してこう答えている。たしかにはじめは懸念に値するようなことがあるかもしれないが、「長い目でみると、正当な要求に対する妥協がなされ、労使の相互理解が効果的に進んで、急進的な傾向からその多くの土台を奪っていくだろう<sup>100)</sup>」と。しかし単に企業者が労働者の諸要求に対して支持的であるというだけでは、社会民主主義の革命思想に対抗することはできない。「深い宗教的な信念が対抗力を提供する<sup>101)</sup>」必要があるとする。

他方、労働者の参加はその要求水準を高め、労使間の対立をいっそう激化させるのではないかという懸念もある。ブランツの次のように答えている。「知性が向上し、教育が高まるにつれて、労働者の、より高い生活水準を求める要求と企業者に対する要求は大きくなるであろうことは否定できない。しかしながら、それに応じて労働者の給付能力もまた大きくなるということも忘れてはならない。よりよい社会的状態の中で生活する、自己意識ある労働者は、産業の最良の支えである。このような労働者との交渉は、・・・より快適なものとなり、たとえ対立があっても相互理解がより容易になろう<sup>102)</sup>。」

このような理解に立ってブランツは、労働組合運動に対して企業者はどのような態度をとるべきかについて述べている。「企業者は、労働者運動がますます前進するであろうことを認識し、この新しい状況に対して備えておかなければならない<sup>103)</sup>。」「このような認識に立つならば多くの産業家たちは、現代の社会的運動、とくに労働者運動に単に対立しないばかりか、

---

100) Ebenda, S.114.

101) Ebenda, S.116.

102) Ebenda, SS.115~116.

103) Ebenda, SS.113.

さらにこれを促進して、陽の当たる道へ導いていくことが正しく適切であることを理解するだろう。そして、労使間の対立・抗争を緩和し、状況に応じてできるだけ実現可能な平和的な労使関係を形成する唯一の正しい道がそこに存在することを認識するであろう<sup>103)</sup>。」当時の労使関係の状況を想起するならば、ブランツのこのような発言は驚くほど革新的であったといえよう。企業者たちに対して労働組合を承認し、その運動を支持せよというのである。

ブランツが「労働者の権利」について語る場合、その概念を明確に規定することはしていない。しかし、この、1898年、ストラスブルクにおけるかれの演説の内容から理解されるところでは、労働者が労働組合を結成し、使用者と団体交渉を行い、状況によってはストライキを行使することはすでにかれの「労働者の権利」に含まれている。注目すべきことは、さらに「労働者の参加権」もまた「労働者の権利」に含まれていることである。ブランツ社における労働者の経営参加と、それを支えていたブランツの経営思想についてはすでに考察したところであるが、ここではさらに内容的に大きく発展を遂げている。1880年に「労働者福祉連盟」が結成されてからすでに20年近い歳月が経とうとしている。この間、1890年には「カトリック国民協会」が設立され、労働者参加の思想もその過程で次第に成熟していったものと解釈される。

ブランツはいう、「もし企業者階層の全体が進展する社会改革に積極的に対応し、これを支持しておれば、……理性的な基盤に立った、実現可能な改革のみが追求されるべきであり、労働者層それ自体が同権の立場で (als Gleichberechtigte) 社会改革へ協働する使命をもっているのだという認識が労働者層に生まれていたであろう<sup>104)</sup>」と。

ブランツにおいて、労働者の権利としての参加権は、社会改革の同権的担い手という、より広いパースペクティブの中でとらえられている。それ

---

104) Ebenda, S.116.

は、ちょうどかつてヴィントホルストが、カトリック教徒の社会的復権をカトリック的ゲッター化によってではなく、むしろドイツの近代化へ政治的・社会的に主体的に参加していくことによって達成しようとした思考と同一である。ブランツは、労働組合運動を承認するばかりか、積極的にこれを支援せよと企業者たちに説いている。この場合、労働組合運動は、社会民主主義の革命的イデオロギーと有産階級のエゴイズムの両者を否定しつつ、キリスト教的基礎に立った社会秩序の形成を志向する社会改革の担い手のひとりとして理解されている。

ところで、おそらく企業者層には稀な、当時としてきわめて革新的なこのような労働組合観、労使関係観をブランツはどのようにして形成していったのであろうか。

ブランツが労働者の権利について語った1898年当時、社会民主主義系の自由労働組合が次第にその勢力を拡張する一方で、イデオロギー的にこれと対立する形で生まれたキリスト教労働組合も基盤を広げ、1899年には、マインツにおいて最初のキリスト教労働組合会議が開催され、「キリスト教労働組合総同盟」(Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschland) が結成されるとともに、キリスト教労働組合運動の基本的方向を定めた「マインツ指導原理」(Mainzer Leitsatz) が採択されている<sup>105)</sup>。自由労働組合では、レーギエンの指導のもとで「総委員会」が設置され、労働組合運動の社会民主党からの独立が主張され、両者の間で激しい論争が展開されていた。労働組合の日常的な活動の中から次第に生成してきた改革主義的思考が、社会民主党の革命主義の路線と衝突するようになっていく<sup>106)</sup>。

やがてドイツ労働組合運動が全体として「労働組合的改革主義」へ傾斜していくことになるが、ブランツがそのことを慧眼にも洞察していたとは

105) 増田正勝「キリスト労働組合の生成と統一労働組合思考——ドイツ労使関係の一考察」山口経済学雑誌, 33 (3/4), 1984年7月

106) 増田正勝「マンハイム協定と統一労働組合思考——西独労使関係の一考察」山口経済学雑誌, 33(1/2), 1984年1月, 12ページ以下。

いい難いし、また、キリスト教労働組合運動に個人的にコミットしていた形跡はないから、そこから直接に学んだともいい難い。では、いったいどのようにしてブランツは近代的な労働組合観・労使関係観を獲得していったのであろうか。

ここで想起すべきことは、「カトリック国民協会」本部の置かれたミュンヘン・グラートバッハを同じく拠点として、しかも「カトリック国民協会」の指導のもとに展開される「カトリック労働者連盟」(katholische Arbeiterverein) の存在である。

「カトリック労働者連盟はミュンヘン・グラートバッハの独自の創造物であったが、キリスト教労働組合はミュンヘン・グラートバッハの手助けなく生成した<sup>107)</sup>」とリッターが指摘しているように、カトリック労働者連盟の運動とキリスト教労働組合の運動は、その生成の過程を異にしている。しかもカトリック労働者連盟は「フランツ・ヒッツェの創造したもの<sup>108)</sup>」で、もともと労働組合的課題を引き受けないことをその特質とし、産業労働者のカトリック的部分を信仰的に統合しつつ、その社会的意識を覚醒・向揚することによって社会の有機的肢体へ成長させていこうとする職分運動(Standesbewegung)であった。1889年当時で、文化闘争と社会主義者法によって大きく制約されながらも、168の労働者連盟、51のクナップ連盟、26の女子労働者連盟、37の青年労働者連盟が存在し、全体としておよそ6万人のメンバーを抱えていた。しかしながら、カトリック労働者連盟とキリスト教労働組合はそれぞれ生成の過程を異にするものの、両者の間に内的な結びつきのあったことは否定できない。この両者を繋いだ要が「カトリック国民協会」であり、ミュンヘン・グラートバッハであり、ヒッツェであった。

ヒッツェは、すでに「労働者福祉連盟」とその機関誌を通してカトリック労働者連盟の結成と活動の展開を提唱してきたが、1890年に「カトリック国民協会」が設立されると、カトリック労働者連盟の育成をその活動の

107) Ritter, Emil: a.a.O., SS.289-290.

108) Ebenda, S.280.

重要な一環として位置づけ、その実現に取り組んだ。はじめはカトリック労働者連盟の指導司祭を育成することに多くの精力が注ぎ込まれたが、やがてカトリック労働者のリーダー養成の問題が大きな課題となってきた。この場合、「カトリック国民協会」の主権になる「社会教育講座」が大きな役割を果たすことになる。そこでは、自由労働組合、キリスト教労働組合、団結権、労働協約、争議権、イギリスの労働組合、疾病金庫、国民経済の発展などの問題が体系的に取り上げられ、指導司祭や労働者のリーダーの知的啓蒙と実践活動への養成が行われた。

ヒッツェのあとを継いで「カトリック国民協会」の総務に就任したアウグスト・ピーパーは、「カトリック労働者連盟のための雑誌を労働者自身によって編集させる<sup>109)</sup>」というアイデアを久しく温めていたが、1898年にギースベルツ (Giesberts, Johannes)<sup>110)</sup>というすぐれたキリスト教労働者を見出し、かれを編集責任者として同年4月『西ドイツ労働者雑誌』 (*Westdeutscher Arbeiter-Zeitung*) が創刊される運びとなった。ギースベルツは、いくつもの職業を転々とした典型的なプロレタリアートであったが、ケルンのカトリック労働者連盟に所属しているときに、1897年チューリッヒで開催された国際労働者保護会議に代表者として派遣され、労働運動家として大きく成長する。そして1898年エッセンにおけるケルン大司教区カトリック労働者連盟代議員大会で行った演説がヒッツェとピーパーの

109) Ebenda, S.287.

110) 1865年、貧しいパン屋の9人兄弟姉妹の一人として生まれたギースベルツは、パン製造徒弟を振り出しに、農業労働、煉瓦製造、搾油労働、鉄道工場、暖房焚き労働などの職を転々としたが、カトリック労働者連盟に加わって、次第に指導的地位に上がり、1905年にはエッセン州から帝国国会議員に選出された。キリスト教労働者運動から生まれた最初の国会議員であった。1912年、中央党の党幹事長。1914年、国際キリスト教労働組合連合 (Internationaler Bund Christlicher Gewerkschaften) の議長。第1次大戦後の革命期、労働省の内閣官房。その後、郵政大臣。1938年没。「労働者階層出身の傑出した人物で、独学とキリスト教社会運動の教育活動を通して自己を高め、政治的に最高の責任地位に就くに至った。」 (Budde, Heinz: *Handbuch der christlich-sozialen Bewegung*, Recklinghausen 1967, SS.109-110.)

強い共感を呼び、ミュンヘン・グラートバッハへ招かれることになったのである。1905年、ギースベルツが中央党議員として帝国議会に選出されると、鋳型製造工の出身で、後にワイマール国会の中央党議員となるのヨース (Joos, Joseph) がかれの後を継いで『西ドイツ労働者雑誌』の編集者に就任する。

この労働者自身によって編集された『西ドイツ労働者雑誌』は、一方では社会主義の唯物思想に対する防御線を築きながら、他方では、「階級から職分へ」(von der Klasse zur Stand) をモットーに労働者層を自己意識・自己責任ある有機的社会肢体として育成していくための諸啓蒙活動を展開した。この機関誌では「最初の6年間、労働組合問題とその関連諸報告が最大の空間を占めていた<sup>111)</sup>。」カトリック労働者連盟の機関誌があたかも労働組合機関誌のような機能を果たしていたわけである。カトリック労働者連盟とキリスト教労働組合はそれぞれ生成の過程を異にしているが、それはちょうど「精神と肉体のように一体であること<sup>111)</sup>」があるべき姿として追求された。しかし、両者の関係は、たとえば社会民主党が自由労働組合をその指導下に置こうとしたような関係としてとらえられてはならないだろう。カトリック労働者連盟からみると、キリスト教労働組合はカトリック労働者リーダーのための「活動分野であり、社会的自助と自己責任の学校であった<sup>112)</sup>。」

ミュンヘン・グラートバッハが、すなわち「カトリック国民協会」が、したがってカトリック労働者連盟と『西ドイツ労働者雑誌』がキリスト教労働組合の内的発展とその精神形成に直接に意識的に関わったということとはなかったとしても、一般に労働組合運動の発展に対して精神的な基礎づけを行ってきたという意味で大きく貢献したことは否定できない。カトリック労働者連盟の運動を通して、とくにミュンヘン・グラートバッハの「社会教育講座」によって、労働組合運動の担い手たちを養成するとともに、

111) Ritter, Emil: a.a.O., S.298.

112) Ebenda, S.299.

キリスト教労働組合に対してすら不信と偏見をもっていたカトリック企業者層や中産階級の人々に対して広く啓蒙活動を展開した。ブランツの労働組合観と労使関係観も、このような啓蒙活動の中で成長・成熟し、やがて自らも労働組合運動の啓蒙者へと成長していったと考えられる。1898年、ストラスブルクにおいて行われたブランツの演説もそのような啓蒙活動の一環であった。

## VII. 結 論

最近出版された研究書『19世紀におけるキリスト教的に指導された経営とヴィレロイ・ボッホ社モデル』(*Der christlich geführte Industriebetrieb im 19. Jahrhundert und das Modell Villey & Boch*, Wiesbaden 1989.)においてその著者ゴルゲスは、キリスト教的に動機づけられた経営管理の実例として、ヴィレロイ・ボッホ、レオン・ハーメル、テオドシウス・フロレンティーニの各経営実践と並んでブランツの経営政策を取り上げ、これに検討を加えている。ゴルゲスによれば、「キリスト教的に管理された経営」の決定的な観点は、「企業者が自らを“キリスト者”として、また教会の肢体として理解するとともに、労働者を同じく“キリスト者”として理解する<sup>113)</sup>」ところにある。そして、「共通のキリスト教的信仰の自明の確信から発しているこのような精神は、これらの企業者が男女の労働者のために経営の中に創造した宗教的制度にまさに現れている<sup>113)</sup>」とする。ゴルゲスはこのような観点に立って、19世紀におけるキリスト教的に指導された経営の特質をとらえるのである。

たしかに1881年のブランツ社の就業規則第2章の「倫理規定」では、「キリスト教的道徳の維持と促進、ならびにその栄誉と名声のために献身すること」(第6条)が従業員に求められているし、監督者に対しては「その道

113) Gorges, Karl-Heinz: *Der christlich geführte Industriebetrieb im 19. Jahrhundert und das Modell Villeroy & Boch*, Stuttgart 1989, S.270.

徳的義務の遂行において……部下の者に対して良き模範となるように導かなければならない」(第 7 条)とされている。また、日曜日や祝日における宗教的務めについても特別の配慮が払われているし、ブランツ社の従業員住宅団地の中にはチャペルが建てられ、さらにブランツの家族が居住する「聖ヨゼフの家」は福利厚生施設というよりは、キリスト教的経営家族主義ないし経営共同体を象徴する建物であった。これらの施設や制度は、ゴルゲスのいうように、たしかに宗教的制度であろうし、このような解釈それ自体はけっして誤りではない。しかしながら、ブランツの思想と行動の全体像をみると、このような把握はあまりにも狭いのである。

本稿の第 IV 節の終わりの部分で指摘したように、トイテベルクもまたブランツの労働者代表制を「キリスト教的家庭を模範として家父長主義的利益同一性を復活させるもの<sup>114)</sup>」と理解し、ブランツの経営政策をカオスの宇宙の中に調和と平和に充ちたマイクロ・コスモスを創造しようとする試みとしてとらえているが、トイテベルクの解釈もあまりにも狭いのである。

ブランツの経営思想は、1873年に規定されたブランツ社の「疾病金庫」規則にみる労働者代表制にまで遡ってその地点から出発して考察されるべきではなく、むしろ逆に、ブランツが到達した地点から照射されなければならない。同じように社会倫理的な動機に立って経営政策を展開した企業者たちの中でとりわけブランツを際立たせているものは、そのきわめて近代的な経営観であった。われわれはそのもっとも端的な表出をブランツの労働組合観・労使関係観にみてきた。経営の生産性は、経営における労使協働過程によってだけでなく、経営を超えたレベルにおける労使協働過程によって決定的に規定されてくるという近代的労使関係の構造を、ブランツはつとに認識し、社会経済過程全体における協働的労使関係の形成を社会改革的努力の目標としてとらえていたのである。

労働組合運動を承認し、これを支持せよという、企業者層に対するブラ

114) Teuteberg, Hans: a.a.O., S.243.

ンツの主張は、おそらく当時の多くの企業者を戸惑わせ彼らにとって理解しがたきものであったにちがいない。経営における人間問題の解決を、経営という封鎖的空間の中に閉じ込めるのではなく、むしろ労働組合の発展と近代的な労使関係の形成という経営を超えた空間における全体的なダイナミズムの中に探究しようとした点において、ブランツは、フレーゼやアッベといった人々よりもはるかに高い地平に立っていたといえる。そして、このような地平へブランツを導いていったものが、「カトリック国民協会」の運動にもっとも総括的に体现する、19世紀ドイツの社会的カトリシズムの流れであった。